沖縄県公衆浴場法施行細則

昭和47年５月15日  
規則第38号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和54年３月12日規則第７号 | 昭和61年11月11日規則第50号 |
|  | 平成７年３月31日規則第34号 | 平成16年12月28日規則第59号 |

公衆浴場法施行細則をここに公布する。

公衆浴場法施行細則

（趣旨）

**第１条**　この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の実施のため、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び[公衆浴場法施行条例](javascript:OpenResDataWin('34790101001600000000','34790101001600000000'))（昭和47年沖縄県条例第16号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和61年規則50号・平成16年59号〕

（営業許可申請）

**第２条**　公衆浴場を経営しようとする者は、省令第１条第１号から第４号までに規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した公衆浴場営業許可申請書（[第１号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210003800000000/34790210003800000000/34790210003800000000_blk0.html#JUMP_SEQ_58)）を提出しなければならない。

(１)　工事着手予定年月日及び落成予定年月日

(２)　営業開始予定年月日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　営業施設を中心とする半径300メ－トル以内の道路、人家及び公衆浴場等の大略を示す見取図

(２)　営業施設の平面図

(３)　敷地が他人の所有であるときは、所有者の承諾書

(４)　申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

(５)　建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認通知書の写し

３　経営しようとする公衆浴場が、[条例第２条第２項](javascript:OpenResDataWinlnkJyo('34790101001600000000','34790101001600000000',%20'11'))第１号に規定するその他の公衆浴場であるときは、前項各号に掲げるもののほか、個室の詳細図を添付しなければならない。

一部改正〔昭和54年規則７号・61年50号・平成16年59号〕

（営業許可証の交付）

**第３条**　法第２条第１項の規定により許可を与えたときは、公衆浴場営業許可証（[第２号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210003800000000/34790210003800000000/34790210003800000000_blk0.html#JUMP_SEQ_61)）を交付する。

２　法第２条第２項の規定により許可を与えないときは、不許可通知書（[第３号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210003800000000/34790210003800000000/34790210003800000000_blk0.html#JUMP_SEQ_64)）により通知する。

一部改正〔昭和54年規則７号〕

（営業開始届書）

**第４条**　営業者は、法第２条第１項の規定により許可を受けた後、営業を開始しようとするときは、公衆浴場営業開始届書（[第４号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210003800000000/34790210003800000000/34790210003800000000_blk0.html#JUMP_SEQ_67)）を提出しなければならない。

２　前項の届書には、建築基準法による検査済証を添付しなければならない。

一部改正〔昭和54年規則７号〕

（公衆浴場営業承継届書等）

**第５条**　省令第２条第１項に規定する届書の様式は、[第５号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210003800000000/34790210003800000000/34790210003800000000_blk0.html#JUMP_SEQ_70)のとおりとし、同条第２項に規定する同意書の様式は、[第６号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210003800000000/34790210003800000000/34790210003800000000_blk0.html#JUMP_SEQ_73)のとおりとする。

２　省令第３条第１項に規定する届書の様式は、[第７号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210003800000000/34790210003800000000/34790210003800000000_blk0.html#JUMP_SEQ_76)のとおりとする。

３　省令第３条の２第１項に規定する届書の様式は、[第８号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210003800000000/34790210003800000000/34790210003800000000_blk0.html#JUMP_SEQ_79)のとおりとする。

追加〔昭和61年規則50号〕、一部改正〔平成16年規則59号〕

（許可事項変更届書等）

**第６条**　省令第４条の規定により、第２条第１項の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは公衆浴場営業許可申請・承継届書記載事項変更届書（[第９号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210003800000000/34790210003800000000/34790210003800000000_blk0.html#JUMP_SEQ_82)）を、営業施設の全部若しくは一部を停止又は廃止したときは公衆浴場停止・廃止届書（[第10号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210003800000000/34790210003800000000/34790210003800000000_blk0.html#JUMP_SEQ_85)）を提出しなければならない。

２　前項の変更届書には、施設変更の場合は新旧平面図を、停止・廃止届書には、営業の廃止の場合は第３条の許可証を添付しなければならない。

一部改正〔昭和54年規則７号・61年50号・平成16年59号〕

（水質の基準）

**第７条**　[条例](javascript:OpenResDataWin('34790101001600000000','34790101001600000000'))別表第１第１項第22号の規則で定める基準並びに[条例](javascript:OpenResDataWin('34790101001600000000','34790101001600000000'))別表第２第１項第９号の規則で定める基準のうち原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の１の項から４の項までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事項 | 基準 | 検査方法 |
| １　色度 | ５度以下であること。 | 比色法又は透過光測定法 |
| ２　濁度 | ２度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| ３　水素イオン濃度 | 5.8以上8.6以下であること。 | ガラス電極法又は比色法 |
| ４　有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | １リットル中10ミリグラム以下であること。 | 滴定法 |
| ５　大腸菌群 | 50ミリリットル中に検出されないこと。 | 乳糖ブイヨン―ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 |
| ６　レジオネラ属菌 | 検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

２　[条例](javascript:OpenResDataWin('34790101001600000000','34790101001600000000'))別表第２第１項第９号の規則で定める基準のうち浴槽水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の１の項及び２の項の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事項 | 基準 | 検査方法 |
| １　濁度 | ５度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| ２　有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | １リットル中25ミリグラム以下であること。 | 滴定法 |
| ３　大腸菌群 | １ミリリットル中に１個以下であること。 | 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第１号）第６条に規定する方法 |
| ４　レジオネラ属菌 | 検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

追加〔平成16年規則59号〕

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行前になされた申請、その他の手続きでこの規則施行の際、まだその処理がされていないものについては、この規則による申請、その他の手続きとみなす。

附　則（昭和54年３月12日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年11月11日規則第50号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公衆浴場法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の公衆浴場法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

附　則（平成７年３月31日規則第34号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成16年12月28日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の改正規定及び第６条の次に１条を加える改正規定は、平成17年１月１日から施行する。